

施策マネジメントシート

基本施策名	2 4 地域特性を活かしたまちづくりの推進	施策統括課	都市計画課	氏名	佐伯喜重郎
政策名	7 都市基盤	主な関係課			

1 施策の目的と指標

対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等 ・市民 ・事業者 ・市内全域
--

対象指標 (対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない

	名称	単位
ア	人口	人
イ	事業者	事業者
ウ	市域面積	km ²
エ		

施策の目的 ・良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりを推進します。

成果指標 (意図の達成度の指標) 数字は記入しない

	名称(展開方向ごとに記載)	単位
1	ア まちづくり条例に基づく事業者との協定締結件数(累計)	件
	イ 都市景観形成条例に基づく届出の件数(累計)	件
2	ア 地区まちづくり計画を策定した地区の数(累計)	地区
	イ 都市計画形成重点地区を指定した地区の数(累計)	地区
3	ア	
	イ	
4	ア	
	イ	

2 第1次基本計画期間(平成28~令和5年度)内における取組内容

施策の展開方向	目的	手段(具体的な取組内容)
1	良好なまちなみ・景観の保全 「文教都市くにたち」にふさわしい良好なまちなみや景観を守り、育て、つくります。	・事業者が土地利用を行う際の手続き及び基準等を定めた「国立市まちづくり条例」の運用を通じ、全市を対象に良好なまちなみの形成を誘導します。 ・国立らしい良好な環境の下で、ゆとりある住生活を送れるよう、快適な住環境の創出を誘導します。 ・今後も引き続き、市民・事業者等に「国立市都市景観形成条例」に基づく景観形成基準の遵守を求め、良好な景観の保全・形成を誘導します。
2	地域特性を活かしたまちなみの形成 国立らしいまちなみや景観をさらに向上させていくために、市民と行政が連携して、地域特性にふさわしいまちづくりを推進します。	・市民が自発的に地域特性にふさわしいまちづくりを進めるために、まちづくり条例による地区まちづくり計画の策定を推進します。 ・各地区の特性に合った良好な景観の保全に向け、重点地区の指定を推進します。
3		
4		

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

単位		数値区分	H27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	目標達成度		
対象指標	ア	人	見込み値 実績値	74,546 75,054	75,466 75,932							目標達成度		
	イ	事業者	見込み値 実績値		2,804							達成・ 未達成	前年度 比較	
	ウ	km	見込み値 実績値	8.15 8.15	8.15 8.15	8.15 8.15	8.15 8.15							
	エ		見込み値 実績値											
展開方向1		ア	成り行き値 目標値 実績値	26 6	52 24	78 39	104	130	156	182	208			未達成
		イ	成り行き値 目標値 実績値	625 612	660 640	695 666	730 695	765	800	835	870	905	未達成	向上
		基本計画における 指標の説明又は出典元		地域の特徴に合わせた土地の利用を図り、歴史的に育まれてきたまちなみと環境を守り育て、後世に引き継いでいくために、事業者と協定締結をするものです。										
展開方向2		ア	成り行き値 目標値 実績値	1 0	1 0	2 0	2	3	3	4	4	未達成	維持	
		イ	成り行き値 目標値 実績値	3 2	3 2	3 2	3	4	4	4	4	未達成	維持	
		基本計画における 指標の説明又は出典元		地区まちづくり計画は、一定のまとまりのある地区内において、地区内の市民が自発的に地区の特性をいかしたまちづくりを推進するため策定するものです。										
展開方向3		ア	成り行き値 目標値 実績値											
		イ	成り行き値 目標値 実績値											
		基本計画における 指標の説明又は出典元		国立市都市景観形成基本計画の都市景観形成上重要な地域における基本方針で「都市景観形成重点地区の候補地として4地域を定めています。										
展開方向4		ア	成り行き値 目標値 実績値											
		イ	成り行き値 目標値 実績値											
		基本計画における 指標の説明又は出典元												
事務事業数		本数		8	6	3								
施策コスト	財源内訳	国庫支出金	千円											
		都道府県支出金	千円											
		地方債	千円											
		その他	千円											
	事業費計(A)	千円		10,113	3,230	5,218								
	延べ業務時間	時間		10,113	3,230	5,218	0	0	0	0	0			
	人件費	人件費計(B)	千円		30,200	100,000	27,500							
トータルコスト(A)+(B)		千円		40,313	103,230	32,718	0	0	0	0	0			

4 施策の成果実績値に対する評価

(1) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上) - E(かなり低下)

C:成果はほとんど変わらない(横ばい状態)

(2) 他自治体との成果実績値の比較 A(かなり高い) - E(かなり低い)

C:他自治体と比べてほぼ同水準である

背景として考えられること

- ・平成28年10月に国立市まちづくり条例を施行した。
- ・多摩地区の自治体では国立市を含め17市でまちづくり条例を策定している。
- ・平成10年4月に国立市都市景観形成条例を施行した。
- ・多摩地区の自治体では国立市を含め12市で景観条例を策定している。
- ・国立市景観形成基本計画の改訂に取り組んでいる。(令和元年度未改定予定)
- ・多摩地区の自治体では国立市を含め14市が景観に関する計画を策定している。(うち景観行政団体は6市)

5 施策の現状 必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?

- ・平成8年11月に国立市都市景観形成基本計画を策定した。
- ・平成10年4月に国立市都市景観形成条例を施行した。
- ・平成15年2月に国立市都市計画マスタープランを策定した。
- ・平成17年6月に景観法が全面施行された。
- ・平成19年4月に東京都は景観法に基づく景観行政団体となった。
- ・平成21年11月に国立駅周辺まちづくり基本計画を策定した。
- ・平成23年2月に国立市都市計画マスタープラン(改訂版)を策定した。
- ・平成26年8月に国立市南部地域整備基本計画を策定した。
- ・平成28年10月に国立市まちづくり条例を施行した。
- ・平成30年6月に国立市都市計画マスタープラン(第2次改訂版)を策定した。

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

- ・基準を遵守する責務において、景観・住環境に対する国立市の姿勢が伺えるとの意見がある。
- ・旧国立駅舎の再築については、市民の間で様々な意見がある。
- ・整備された都市計画道路沿道及びハケ下の建蔽率30%・容積率60%の地域の用途地域の見直しの意見がある。

6 H30年度の評価結果 必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の取組状況

H30年度の取組状況	R1年度の取組予定
<ul style="list-style-type: none"> ・国立市都市計画マスタープラン<第2次改訂版>を6月に策定した。 ・国立市都市景観形成基本計画の改訂の取り組みの中で、市民の景観意識の把握を行うため、市民アンケート調査・高校生アンケート調査・市民ワークショップを開催した。 ・用途地域の見直しについて、前年度に行ったアンケート結果報告及びまちづくりに関する勉強会を開催した。 ・第4次事業化計画で見直し候補路線に位置付けられた都市計画道路3・4・3号線の一部廃止に係わる意見交換会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立市都市景観形成基本計画の改訂を3月末までに行う。 ・用途地域の見直しについて、関係機関と調整し、見直しに関する基本方針案を作成する。

(2) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等) 必要に応じて展開方向ごとに記載

総合基本計画及びH30年度行政経営方針に照らして評価する

- ・整備された都市計画道路沿道及びハケ下の建蔽率30%・容積率60%の地域の用途地域の見直しについて、基盤整備の状況に応じた適切な土地利用を実現するため、前年度行ったアンケートの結果報告及びまちづくりに関する勉強会を開催した。
- ・国立市都市景観形成基本計画の改訂について、現状の良好な景観を保全するとともに、国立らしい街並みや景観をさらに向上させるため、市民アンケート調査・高校生アンケート調査・市民ワークショップを開催した。

7 施策の課題・今後の方向性 必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) R2年度の取組方針

- ・整備された都市計画道路沿道及びハケ下の建蔽率30%・容積率60%の地域の用途地域の見直しについて、基盤整備の状況に応じた適切な土地利用を実現するため、用途地域の見直しに関する方針案を関係地権者に説明し、合意形成を図りながら、地区計画の策定に向け進めていく。
- ・国立市都市景観形成基本計画(改訂版)に基づき、大学通り沿道地区(商業・業務地区)の重点地区指定に向けた取り組みを進める。

(2) 中期的な取組方針

- ・整備された都市計画道路沿道及びハケ下の建蔽率30%・容積率60%の地域の用途地域の見直しについて、基盤整備の状況に応じた適切な土地利用を実現するため、見直しに関する方針案をもとに住民の合意形成を図っていき、整った地区から、地区計画を策定し、用途地域等の見直しを行っていく。
- ・都市計画マスタープランの第3次改訂を令和5年度から3年かけて評価見直しを行い改訂していく。
- ・国立市都市景観形成基本計画(改訂版)に基づき、公共施設ガイドライン、屋外広告物ガイドライン、色彩ガイドライン等の策定や市民の景観意識が向上するように啓発活動を行っていく。
- ・国立市都市景観形成基本計画(改訂版)に基づき、大学通り沿道地区(商業・業務地区)の重点地区指定に向けた取り組みを進める。